

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年6月26日(木) 午後6時 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 報告第7号 専決事項の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松 崎 満
学校教育課長	上 道 貴 志	教育支援課長	富 治 林 順 哉
教育総務課主幹	井 上 宜 久	学校教育課主幹	安 留 岳 宣
生涯学習課主幹	今 莊 真 樹	一貫教育課総括指導主事	海 老 瀬 正 純
教育支援課総括指導主事	出 江 英 夫		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後6時)

開会宣言 委員長が6月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

- (1) 平成26年6月市議会定例会について
- (2) 文教福祉常任委員会について(平成26年6月19日)
- (3) 宇治市小中一貫教育推進協議会について
- (4) 「要望書」等について
- (5) 宇治市教育委員会後援事業について

以上5件を報告する。

[説明]

(1) 平成26年6月市議会定例会について

[一般質問] 6月12日・13日・16日・17日 質問議員...17名

(うち教育委員会関係9名)

関谷 智子 議員

子育て支援

- ・公立幼稚園問題との関係

川越 清 議員

広野公民館駐車場の形状変更について

- ・公民館駐車場の敷地の変更の理由について
- ・工事の期間について
- ・工事中の公民館への駐車場・人・自転車の出入り口について
- ・工事終了後の駐車場の広さ、駐車台数について
- ・工事中の公民館の使用は可能かについて

長野 恵津子 議員

教育問題

- ・土曜日の教育活動の推進について
- ・「読書通帳」の導入について

石田 正博 議員

子供たちの環境

- ・学校現場の現状
- ・地域における安全確保
- ・遊び場の環境

宮本 繁夫 議員

市長の政治姿勢について

- ・教育委員会制度について

坂本 優子 議員

ふれあいセンターについて

- ・耐震診断結果について

真田 敦史 議員

教育・子育てについて

- ・宇治市教育振興基本計画について

池内 光宏 議員

宇治茶の振興について

- ・宇治茶の普及・振興について

秋月 新治 議員

公立小学校における小学1年生からの英会話教育について

給食牛乳異物混入問題について

(2) 文教福祉常任委員会について(平成26年6月19日)

議会議案第1号 宇治市子どもの権利条例を制定するについて

平成25年度宇治市総合野外活動センターの指定管理者事業報告について

平成25年度宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの指定管理者事業報告について

広野公民館駐車場の整備について

宇治市スポーツ振興計画の見直しについて

宇治市スポーツ振興計画の見直しについては平成26年度当初予算に委員報酬が計上されているが、今般委員会を立ち上げるにあたり、スケジュール案などを改めて報告するものである。

宇治市スポーツ振興計画は「豊かなスポーツライフの実現」を基本理念として平成21年3月に策定され、計画期間は平成21年度から平成30年度までの10年間であるが、状況の変化を勘案し必要に応じて見直しをすることとしている。

本計画策定の後、国では平成23年6月にスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したスポーツ基本法が制定され、同法に基づくスポーツ基本計画が策定されており、京都府においても平成26年3月にスポーツ推進計画を策定している。一方、本市においても平成22年度には第5次総合計画、昨年度には部門別上位計画である教育振興基本計画を策定しており、このような状況をふまえて本計画の見直し作業を行うこととする。

スケジュール案については、現在、関係団体へのアンケートの依頼、宇治市スポーツ振興計画見直し検討委員会の委員の就任依頼などを進めているところである。7月には第1回委員会を開催し、策定までに概ね2ヶ月に1回程度、5回の委員会とパブリックコメントを行い、年度内に見直し作業を完了する予定である。

計画期間は、現計画の終期を平成30年度までとしているところを、上位計画などの終期と合わせて平成33年度にしたいと考えている。

委員会の体制としては、生涯学習審議会委員など8名の方々に就任いただく予定としている。

平成25年度宇治市児童・生徒の問題行動と不登校の状況について

まず小学校の問題行動件数の推移について、報告件数は24年度の336件に対して25年度は430件で、94件、約28%増加しており、指導人数の推移についても、24年度の延べ人数695人、実人数390人から、25年度は延べ人数818人、実人数462人といずれも増加している。学年別指導延べ人数の推移では、学年によって増減があるが2年生男子と6年生男子の指導延べ人数が大幅に増加しており、多発した問題事象では「悪質ないたづら」と「対教師暴力」、「器物破損」等が増加している。

次に中学校の問題行動件数の推移について、報告件数は24年度の952件に対して25年度は829件で、123件、約13%減少しており、指導人数の推移についても、24年度の延べ人数1,627件、実人数667人から、25年度は延べ人数1,350人、実人数626人といずれも減少している。学年別指導延べ人数の推移では、24年度と比べると1年生女子と3年生女子で増加しているものの、全体的には減少傾向が伺え、多発した問題事象についてもほとんどの事象で減少している。

その他、児童虐待と思われる事象報告件数については、24年度の67件に対して25年度は113件と大きく増加しており、特に小学校での増加が目立っている。児童虐待は深刻なケースもあることから、家庭や関係機関との連携を密にするとともに、市内においても関係課と連携しながら対応しているところである。

いじめの認知実人数は、小学校で39件、中学校で29件であった。この数値は、従前どおり「教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの」を集計したものである。一方、昨年度施行された「いじめ防止対策推進法」により、いじめとは「当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されたため、これまでの集計では必ずしもいじめとして捉えられていなかった事象も、集計に含まれることになった。この定義に従って集計したものが「25年度いじめ調査」である。「いじめ認知・実人数」は3,956人となっているが、この数値は昨年度実施した調査を集計したもので、「心身の苦痛と感じたもの」も含んだ数値である。この集計値に挙がっているいじめの事象については、ほとんどが担任等の指導により終結しているものである。この4千件弱の内、組織的・継続的に指導をしたケースとして示しているのが68人という数値であり、この数値は「いじめ認知実人数」と同じものである。「重大事態」とは「児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるもの」であるが、昨年度においてはそうした事象は発生しなかった。また、及びの数値は実人数となっており、件数を表している「(4)多発した問題事象」の数値とは異なる場合があるため、ご留意いただきたい。

携帯電話やインターネット等に係る事象については、スマートフォン等の普及に伴い急激に増加している。1つの事象に多数の人間が関わる事案や、また、トラブルに発展するスピード、広域性、そして巧妙化など、情報通信機器に関わる事案の際立った特徴が見られる。

不登校児童生徒の推移については、小学校54名、中学校178名となっており、小・中学校ともに増加している。出現率の推移では、小学校0.50と24年度より0.02ポイント上昇、中学校では3.45で0.23ポイント上昇している。不登校は様々な要因が複雑に絡まり発生し、個々のケースにより状況が異なることから、今後も引き続き個々のケースについて丁寧に対応していく必要がある。

最後に、本市が取り組んでいる不登校対策事業の状況を報告する。Ujiふれあい教室の昨年度の状況は、小・中学生合わせて10名が通所しており、そのうち資料中の星印は正式入所ではないが、一定期間通所した児童・生徒が5名いた。改善状況のうち、学校に復帰した者が1名、曜日を決めて登校した者が2名、好転して状況が良くなった者が7名、そのうち学校行事等へ参加するために登校した者が5名含まれており、ふれあい教室に通所していた児童生徒全員に効果が現れている。また、昨年度ふれあい教室で過ごした中学3年生の4名は、全員が高校に進学している。

メンタルフレンド派遣事業については、家庭に閉じこもった状態の不登校児童生徒に対して「よき友」「よき兄妹」となるよう学生ボランティアを派遣し、学校復帰のきっかけをつかませることを目的とした事業であるが、25年度においては5名の学生を小・中学生に派遣した。メンタルフレンドを派遣した児童・生徒のうち、学校に復帰した者が1名、他の4名も放課後登校や不定期にはあるが相談室登校ができるようになるなど改善が見られ、成果を上げている。

リフレッシュ教育相談については、学校カウンセラーを市内幼稚園・小・中学校からの要請で一時的に派遣したり、校内研修会での講師やスーパーバイザーとして学校へ派遣する事業である。昨年 1 年間で、延べ 82 人の方が研修やカウンセリング、またはアドバイスを受けている。

京都府予算により学校に配置されているスクールカウンセラーの活動状況については、平成 25 年度は中学校全 10 校と小学校 2 校、御蔵山小と三室戸小に配置し、拠点校方式により市内全小・中学校でのスクールカウンセラーの活用を図っている。

今後も不登校対策事業やスクールカウンセラーの活用などにより、児童・生徒の不登校対策に取り組んでいく。

「宇治市いじめ防止基本方針」を策定するについて

策定の背景としては、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」において、地方公共団体は国が策定する「いじめ防止基本方針」を参酌し、それぞれの地域の実情に応じた「地方いじめ防止基本方針」の策定に努めることされている。国が平成 25 年 10 月 11 日に「いじめ防止基本方針」を、京都府が平成 26 年 4 月 1 日に「京都府いじめ防止基本方針」を策定したことを受け、本市においても「宇治市いじめ防止基本方針」の策定に取り組むものである。

法第 3 条の基本理念で、「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」とされているように、社会総がかりでの対応が求められていること、その中でもいじめの防止対策は学校・教育委員会での取組が欠かせないことから、策定主体は宇治市及び宇治市教育委員会と考えている。

素案については、「宇治市いじめ防止基本方針」(案)概念図を基本として、教育部教育支援センター教育支援課と市民環境部人権啓発課で作成する予定である。

この概念図では大きく 3 つの枠組みを示しており、基本方針としては市全体を対象とした取組となることから、一番外側の大きな枠を市全体の取組とし、その中に主に学校についての取組として、教育委員会、学校を位置付けている。

基本方針策定までのスケジュールとしては、8 月中に素案を作成し、9 月から 10 月の間にパブリックコメントを実施、12 月の完成を目途として、策定に取り組む。なお、パブリックコメントの実施や策定案がまとまり次第、文教福祉常任委員会及び市民環境常任委員会へ報告する予定としている。

学校給食における牛乳の提供について

平成 26 年 4 月 16 日に城陽市の小学校で提供された牛乳に異物が混入していた事象を受けて、本市でも対応を行ってきた。牛乳の提供を再開した 5 月 7 日以降、本市で異物混入の疑いがあるとして雪印メグミルク株式会社に検査を依頼したのについて、検査結果を含め報告した。

5月7日から5月末日までの状況としては、延べ9校、本数にして14本の牛乳に異物の混入があるとして検査を依頼した。外部検査機関の一般財団法人日本食品分析センターに雪印メグミルク株式会社から検査を依頼した結果、異物は主に食物片であることが多い状況であった。その他では、綿・麻等の繊維、砂や土由来の物質、消しゴムやクレヨン等を構成する物質等も見られた。検査結果を見てみると乳成分の焦げは検出されておらず、製造元の雪印メグミルク株式会社の見解としては、いずれも牛乳の製造工程で混入した可能性は極めて低く、牛乳開封後に混入したものと推定されるのとことであった。6月に入ってから、これまでに2本の牛乳について異物の混入の疑いがあるとして検査を依頼した。1本目は、6月9日に神明小学校において、綿・麻等の繊維の混入が確認された。2本目は、6月25日に御蔵山小学校で異物が混入していたとして外部検査機関に検査を依頼しており、雪印メグミルク株式会社の自社検査の結果では、こちらについても繊維だと確認された。

宇治中学校校舎改築建築工事の変更契約に係る専決処分の報告について
車両事故に係る専決処分の報告について

(3) 宇治市小中一貫教育推進協議会について

本協議会は、小中一貫教育を総合的に推進する目的で平成20年4月に設置された。今年度に要項改正を行い、委員任期を1年とし、新たに学校評議員1名を委員として委嘱している。また、学校関係者委員の人数を昨年度より減員としている。

活動としては、小中一貫教育の取組全般の進行管理を目的として、年2回の協議会並びに1回の視察を予定している。

(4) 「要望書」等について

平成26年5月25日付で、公益財団法人文字・活字文化推進機構理事長、公益社団法人全国学校図書館協議会理事長、学校図書館整備推進会議議長より「平成26年度学校図書館整備施策に関する予算化のお願い」の提出があった。

(5) 宇治市教育委員会後援事業について

明日の京都文化遺産プラットフォーム主催の「世界遺産『古都の文化財』登録20周年記念『明日につなぐ、京都の文化遺産』絵画コンクール」他12件、計13件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] 「宇治市いじめ防止基本方針」の策定にあたり、いじめ防止対策推進法に明記されている家庭での規範意識の育成やいじめについて話しやすい環境づくりといった「家庭の責務」の内容を盛り込んでほしい。

- [事務局] 概念図は基本的な方向性を表しており、今後市長部局の関係課との協議の上で内容を決定していくため、ご指摘いただいた点について盛り込むよう検討する。
- [委員] 策定主体が宇治市と宇治市教育委員会であるとのことだが、どちらかが主担当になるのではなく、対等な立場で策定を進めていくのか。
- [事務局] 現時点では、対等な立場で取り組む予定である。
- [委員] 児童・生徒の問題行動について、小学校においてはこの5年間で大幅に件数が増加しているのに対し、中学校においては減少傾向にあるというのは、何か原因があるのか。
- [事務局] 全国的にこのような傾向にあり、思春期の低年齢化によって従来中学校で起きていた事象が小学校でも発生するようになってきていることが原因の一つとして考えられ、中学校での生徒指導の手法を小学校にも今後広めていく必要がある。
- [委員] 「25年度いじめ調査」における「いじめ認知・実人数」と、「多発した問題事象」における「いじめ」の件数が一致しないという説明は理解したが、それにしても差が大きいように感じる。何か理由があるのか。
- [事務局] 「いじめ認知・実人数」については、児童・生徒が苦痛を感じた事象について全ていじめと捉えるという定義に基づき集計しているが、「多発した問題事象」については、被害実人数ではなく事象発生件数を集計しているためである。
- [委員] 「宇治市いじめ防止基本方針」の概念図において、学校の取組として「教育委員会への報告」が、教育委員会の取組として「重大事態の市長への報告」が挙げられているが、いじめを受けた当事者や保護者、地域への報告ということが盛り込まれていないように感じるが、学校の取組として当然のことと考えて良いのか。
- [事務局] 保護者への報告等については、「学校のいじめへの対処（調査）への支援」や「学校と連携した重大事態への対処（調査）・再発防止」といったところに含まれていると考えていたが、もう少し丁寧に記載していくべきだと考える。地域への報告や説明に関しては、今後検討していく。
- [委員] 携帯電話やインターネット等に係る問題行動の事象について、小・中学校の合計件数が記載されているが、内訳はどのようになっているか。
- [事務局] 6割近くが中学校において発生している。
- [委員] 不登校の状況について、平成21年度と比較して平成25年度は人数が減少しているが、それぞれの年度の傾向等に違う点はあるのか。
- [事務局] わかる範囲でいえば、以前は神経症的な不登校が多かったのに対し、近年においてはコミュニケーション能力の問題や発達障害を抱えている生徒が増加傾向にあり、個別の対応を丁寧にしていく必要があると考えている。

日程第4 報告第7号 専決事項の報告について

[説明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行った専決第7号について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第7号「宇治市少年補導委員の委嘱について」は、青少年の非行防止を目的に、日々補導活動・社会環境浄化活動を推進していただいている少年補導委員について、7月1日付で2名の追加委嘱を行うものである。今回の追加委嘱により少年補導委員の人数は合計115名であり、男女別では、男性60名、女性55名となっている。

[質疑] なし

[討論] なし

閉会宣言 委員長が6月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時50分）